可決した意見書（要旨）

固定資産税・都市計画税の減額措置、軽減措置及び減免措置の継続を求める意見書

豊島区議会は、東京都に対し、次の事項について強く要望する。

1　商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を65％に引き下げる減額措置を、今年度同様、平成22年度以降も継続すること。

2　小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を、今年度同様、平成22年度以降も継続すること。

3　小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の減免措置を、今年度同様、平成22年度以降も継続すること。

（東京都知事あて）

固定資産税における償却資産に関する意見書

償却資産の免税点の150万円は、平成3年に定められ既に20年近く経過しており、その間の経済価値は大幅に上昇している上、極めて小規模な設備等も課税の対象となっており、中小事業者の経営と生活を圧迫している。

よって、豊島区議会は、政府に対し、次の事項について強く要望する。

1　償却資産に対する固定資産税の免税点を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げること。

2　償却資産に対する固定資産税の申告期限を3月15日とするとともに、所得税の確定申告を行った場合には、償却資産の申告は省略できるようにすること。

（内閣総理・財務大臣あて）

食料の自給力向上と食品表示制度の抜本改正を求める意見書

豊島区議会は、消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現を目指すため、国会及び政府に対し、次の事項を内容とする食品表示制度の抜本改正を行うよう強く要望する。

1　加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。義務化に当たっては、国が中小零細事業者の負担軽減策を実施すること。

2　すべての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。

3　クローン家畜由来食品の表示を義務化し、また、クローン等の検証技術の向上を図ること。

（衆・参議院議長、内閣総理・厚生労働・農林水産・内閣府特命担当（消費者及び食品安全）大臣あて）

平成22年度予算の年内編成を求める意見書

地方自治体は、新政権の予算編成を受け、速やかに平成22年度予算編成作業に着手し、国民の暮らし、福祉、雇用、中小企業対策を充実し、国民生活・地域経済に影響を与えないよう適切な執行をしなければならない。

しかし、現状では、政府の平成22年度予算編成に対する基本的な考えが明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっている。

よって、豊島区議会は、政府に対し、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手できるよう、平成22年度予算を年内に着実に編成することを強く求める。

（内閣総理・副総理・国家戦略担当・総務・財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当（行政刷新）大臣あて）

高速道路原則無料化の撤回を求める意見書

政府は高速道路原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では段階的な無料化に向けた社会実験経費6千億円を平成22年度予算概算要求の中に盛り込んだ。

しかしながら、鉄道、バス業界などから「客離れが進む」との懸念が示されている。

また、政府の温室効果ガス排出削減方針とも大きく矛盾し、高速道路原則無料化には国民の6割以上が反対との調査もある。

よって、豊島区議会は、国会及び政府に対し、高速道路原則無料化の方針を撤回されることを強く求める。

（衆・参議院議長、内閣総理・副総理・国家戦略担当・総務・財務・国土交通大臣、内閣官房長官あて）

悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書

今般、文部科学大臣は、全国学力・学習状況調査について、来年度より、悉皆（しっかい）方式から抽出方式に変更する方針を表明し、来年度予算概算要求も、それを踏まえた形に減額修正され、地域間格差を是正する実効性が失われるおそれさえ生じている。

よって、豊島区議会は、国会及び政府に対し、世界最高水準の義務教育を実現するために、小6・中3の全児童・生徒を対象とする全国学力テストを継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、さらなる充実を図られることを強く求める。

（衆・参議院議長、内閣総理・副総理・国家戦略担当・総務・財務大臣、内閣官房長官あて）

所得税・住民税の扶養控除廃止に反対する意見書

政府税制調査会は12月4日の全体会合で、所得税の扶養控除廃止と連動して住民税の扶養控除を廃止する方針を固めたと報道した。扶養控除が廃止される、所得税は2011年、住民税は12年から増税になる。

扶養控除の廃止は、生計費非課税という税制の民主的原則に反する。

よって、豊島区議会は、国会及び政府に対し、所得税・住民税の扶養控除を廃止しないよう強く求める。

（衆・参議院議長、内閣総理・総務・財務大臣、内閣官房長官あて）

区政への要望は請願や陳情で

●請願・陳情の提出方法

区政への要望は、請願・陳情により、誰でも区議会に提出することができます。

請願は、紹介議員を必要とし、陳情は必要としないという違いはありますが、豊島区議会では同じ扱いをしています。

請願（陳情）書には、請願（陳情）の趣旨、提出年月日及び請願（陳情）者の住所（法人の場合はその所在地及び名称）を記載し、請願（陳情）者（法人の場合は代表者）が署名又は記名押印し、連絡先の電話番号を記入の上、区議会事務局へ提出してください（郵送も可）。

なお、いつでも受け付けていますが、各定例会（年4回、2・6・9・11月に開会）で審議する請願・陳情の提出期限については、「広報としま」や区議会ホームページでお知らせします。

様式は左記の記載例を参考にしてください。

●請願・陳情の審査方法

提出された請願・陳情は本会議で委員会に付託されます。

委員会では請願・陳情を慎重に審査し、その内容に議会として賛成できるものは「採択」、そうでないものは「不採択」、引き続き審査をしていくべきものは「継続審査」として本会議に報告します。

本会議では委員会の報告をもとに最終的な意思決定（議決）を行います。採択されたもので、執行機関（区長や教育委員会など）が取り組むことが適当と考えられるものは、議長から執行機関へ送付します。また、必要があれば、意見書などを関係機関に提出し、実現を要望します。

議会の結論が出た請願・陳情については、代表者に結果を通知します。

請願（陳情）の記載例

○○○○についての請願（陳情）

平成　年　月　日

紹介議員　○○○○　○○○○　○○○○
※１名以上の議員の署名又は記名押印（陳情には必要ありません。）

請願（陳情）者
（２名以上で提出する場合は署名簿を添えてください。）
住所
団体名
氏名（署名又は記名押印）
電話番号

豊島区議会議長　○　○　○　○　あて

請願（陳情）の趣旨
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
よって、下記事項について請願（陳情）します。
記
1　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
2　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
3　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○